

# 交通事故ガイドブック

こんにちは。

よつば総合法律事務所代表社員弁護士の大澤一郎です。

交通事故の被害にあってしまった皆様、とても大変な思いをしていることと思います。本ガイドブックは交通事故の被害にあった皆様が適正な保険金（損害賠償金）を取得することを目的としたガイドブックです。

交通事故の被害にあった場合、何もかも始めてのことでわからないことだらけだと思います。本ガイドブックでは、交通事故直後、交通事故から1ヶ月まで、交通事故から3ヶ月まで、交通事故から6ヶ月までという区分けで、皆様がとるべき方法を具体的に解説しています。

皆様がすべきことは2つだけです。一番大切なことは、治療をして怪我を少しでも治すことです。そして、治療の結果残念ながら全てが治らなかった場合には後遺障害の認定を受けて適切な保険金（損害賠償金）を取得することです。

なぜこのようなガイドブックを作成するに至ったのか、それは、交通事故（特に後遺障害）の被害の場合、専門家である私たちから見ると、初動の対応が間違っていることが多いからです。初動の対応を間違えると、後でいくら裁判をしても結論を変えることができなくなってしまいます。

皆様にはそのような残念な結果となって欲しくないため本ガイドブックを作成しました。一般的な交通事故の解説とは説明方法や説明の順序が異なるかもしれませんが、一般的な交通事故の解説はインターネットに多数情報がありますのでそちらをご覧ください。本ガイドブックでは、時間の流れに併せて、皆様が気を付けるべき事項をまとめましたので、ぜひご参考にいただければ幸いです。

ご参考 よつば総合法律事務所交通事故ホームページ

<https://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/>

ご参考 よつば総合法律事務所公式サイト

<https://yotsubalegal.com/>

## 目次

### 交通事故直後の対応について

- けが人の救護を最優先にしていますか？
- 加害者の運転免許証を元に氏名・住所・本籍地を確認していますか？
- 相手の車検証を確認していますか？
- 加害車両のナンバーを確認していますか？
- 警察へは通報していますか？
- 相手の自賠責保険・任意保険を確認していますか？
- 自らが加入する任意保険会社に事故を報告していますか？
- 運転者の言い分を記録していますか？
- 自動車の破損状況を写真撮影していますか？
- 目撃者の連絡先を確保していますか？
- 過失割合について検討していますか？
- 医師の診察をすぐ受けていますか？
- 怪我をした場所全てについて医師の診察を受けていますか？
- 労災保険は使えませんか？
- 過失が大きい場合には健康保険を利用していますか？
- 弁護士費用特約に加入していませんか？
- 壊れたものを処分していませんか？

### 事故後1ヶ月までの注意点について

- 警察での取扱は人身事故扱いになっていますか？
- 【特に重要】病院で適切な検査は受けていますか？
- 接骨院ではなく病院に通っていますか？
- ご自身が加入する保険で請求できるものはないですか？
- 車やバイクの損害について納得出来ない過失割合で合意を勧められていますか？
- 車両保険の利用をすると保険料が上がる可能性がありますが大丈夫ですか？
- 領収書はきちんと保管していますか？
- 保険会社・警察に提出する書類はコピーをとっていますか？
- タクシー・病院の個室利用は必要性の証明を医師がしてくれますか？

### 事故後3ヶ月までの注意点について

- 保険会社からの治療費打ち切りの話はありませんか？
- 定期的な通院はしていますか？
- 事故証明書が物件事故扱いになっていませんか？
- 警察からの事情聴取にきちんと事実を伝えていますか？

### 事故後6ヶ月までの注意点について

- 【特に重要】 保険会社からの治療費打ち切りの話はありませんか？
- 【特に重要】 6ヶ月までの経緯を踏まえた今後の適切な方法を検討することができていますか？

### 6ヶ月経過後について

- 症状固定時期になってきましたか？

## 交通事故直後の対応について

### □けが人の救護を最優先にしていますか？

当たり前のことですが、怪我人をきちんと救護すること、他の道路利用者に迷惑をかけないような方法で車を移動することが必要です。119番通報も必要に応じてしましょう。

### □加害者の運転免許証を元に氏名・住所を確認していますか？

相手が行方不明になってしまっただけでは、損害賠償請求（保険金請求）は困難です。運転免許証に本籍地の記載がされている場合には確実を期すために本籍地の記載も確認しておいた方がよいでしょう。また、その際に、可能であれば、相手の勤務先・連絡先・勤務中の事故かどうかを聞いておくと、請求できる相手が増えることがあります。

### □相手の車検証を確認していますか？

車検証には加害者車両の使用者・保有者の記載がされています。運転者以外の記載が使用者・保有者の欄にある場合には、車検証に記載されている人（会社）にも損害賠償請求をできる可能性があります。

### □加害車両のナンバーを確認していますか？

ナンバーがわかれば、陸運局に取り寄せ依頼をすることにより、車両の所有者や使用者がわかることがあります。

### □警察へは通報していますか？

警察への通報は交通事故の場合必須です。警察に通報しておかないと、交通事故があったことすら保険会社が否定することがあります。また、裁判の場合に、「警察へ通報していない事故である以上たいした事故ではないのではなか」と加害者に主張されてしまうことがあります。必ず交通事故の場合には警察に通報しましょう。

### □相手の自賠責保険・任意保険を確認していますか？

相手が保険に加入しているかどうかは、今後の保険金請求に関して極めて重要なことです。相手の自賠責保険会社、任意保険会社を聞いておきましょう。相手が警察に正しく申告をしていれば、相手の自賠責保険会社は自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書に記載されています。

**□自らが加入する任意保険会社に事故を報告していますか？**

自らが加入する任意保険会社に対して事故を報告しておきましょう。人身傷害保険・搭乗者傷害保険・無保険者傷害保険・弁護士費用特約保険など、自らが加入する任意保険会社の保険で使用可能な保険があるかもしれません。

**□運転者の言い分を記録していますか？**

加害者は事故の場所では自分の過ちを認めていても、後になると自分の都合のいいことを言うことが多いものです。運転者の言い分について、書面にすることや録音をすることにより証拠化することが可能であれば、早めに証拠化しておいた方が望ましいです。（なお、相手の同意を得ない録音であっても、自分との会話内容を録音したものであれば裁判で証拠となります。）

**□自動車の破損状況を写真撮影していますか？**

自分の車両・相手の車両について、写真を撮影することが可能であれば、写真の撮影をしておくことをお勧めします。後で過失割合の争いとなった際に、写真が証拠となって、自らに有利な結果を得ることができることもあります。相手が嘘をついてきても、客観的な自動車の状況と合致しないことがあれば、嘘であることがわかります。

**□目撃者の連絡先を確保していますか？**

交通事故の加害者は事故の当時は自らの非を認めていたとしても、後で自分は悪くないと言い出すことがよくあります。このような場合、言った言わないでもめても話がこじれて紛争が長期化するだけです。第三者の目撃者がいる場合には、その人の名前・連絡先を聞いておきましょう。警察や保険会社が依頼する調査会社が目撃者の聞き取りを行い、真実の事故状況を明らかにしてくれることがあります。

**□過失割合について検討していますか？**

自分が怪我をして相手が怪我をしていないから100%自分が被害者であるというわけでは残念ながらありません。客観的な事故の状況によって被害者かどうかが決まります。過失割合は治療に際して健康保険を使用するかどうか、人身傷害保険を使用するかどうか等様々なことを判断するに当たって重大な要素となりますのできちんとした割合を把握することが必要です。一般に、弁護士は、判例タイムズ社が発行している「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準」（東京地裁民事交通訴訟研究会編）を元に原則的な過失割合を決めています。

#### □医師の診察をすぐ受けていますか？

交通事故日から数日経過した時点で医師の診察を受けた場合、交通事故と怪我との関係がないと保険会社からの指摘を受ける可能性があります。また、後遺障害認定の際にも、交通事故発生から通院開始までの期間が長いと不利な判断をされることがあります。医師の診察は事故後可能な限りできるだけ早く受ける必要があります。どんなに忙しくても初診の医師の診察は早期に受けることが重要です。

#### □怪我をした場所全てについて医師の診察を受けていますか？

交通事故の場合、怪我をした場所が複数であるということがあります。このような場合、複数の箇所の全部についてきちんと診察を受けておく必要があります。あまり怪我が重くない箇所についての診察を受けていないと、後でその箇所の治療を開始する際や後遺障害の診断の際に「事故後最初の通院の時点で治療を受けていなかったのだから事故とは関係ない」と不利に扱われてしまうことがあります。

#### □労災保険は使えますか？

業務中・通勤中の事故の場合には加害者の保険会社が支払う保険のみではなく、労災保険が使用できます。労災保険での給付には、過失相殺の適用がない、特別な給付金がある等のメリットがあります。さらに、自賠責保険の後遺障害認定と労災の後遺障害認定では、私たちの経験上は、労災保険の方が後遺障害認定されやすいという傾向があります。労災保険の利用が可能な場合には労災保険を積極的に使用しましょう。

#### □過失が大きい場合には健康保険を利用していますか？

健康保険を利用するかどうかは悩ましい問題です。過失が大きい事案の場合、健康保険を利用せずに自由診療とすると、細かい計算は省略しますが後で損をします。他方、健康保険を利用するとよいか悪いかは別として、医師が後遺障害診断書の作成や検査の依頼に応じてくれにくくなることがあります。健康保険を利用した方がよいかどうかは非常に難しい問題ですが、少なくとも過失が50%を超えるような事案では必ず健康保険を利用すべきです。

#### □弁護士費用特約に加入していませんか？

弁護士に依頼をすると費用がかかります。弁護士費用特約に加入していると、最高300万円までの弁護士費用が自らが加入する任意保険会社から支出されます。弁護士費用特約は、ご自身が加入している場合だけでなく以下の場合にも利用可能な場合がありますので、保険会社に問い合わせ確認することをお勧めします。

- ・配偶者が加入している場合
- ・同居の親族が加入している場合
- ・別居の親族（親）が加入している場合
- ・事故車両が加入している場合

#### □壊れたものを処分していませんか？

交通事故が原因で壊れたものは保険金が支払われるまでは保管しておきましょう。現物を処分してしまうと、「本件事故により発生した損害であることが証明できません」として、保険会社から支払を拒まれてしまうことがあります。車やバイクについても保険金が支払されるまでは、同様に保管しておきましょう。

## 事故後1ヶ月までの注意点について

### □警察での取扱は人身事故扱いになっていますか？

交通事故で怪我をした場合、病院で診断書を取得して警察に提出する必要があります。ここで注意すべきことは、人身事故と物件事故（物損事故）の2種類の事故の扱いが警察にはあるということです。そして、怪我をした場合には、必ず人身事故扱いにしてもらうことが必要です。後日怪我の程度が争いになった場合、人身事故扱いになっているかどうかで損害額が変わってきたり後遺障害の認定の有無が変わって来ることがあります。一般に、警察は事故後1ヶ月を過ぎてしまうと、物件事故→人身事故への切替に依拠してくれないことが多くなります。仮に、事故当時に物件事故で警察に申告していたとしても、怪我をしていたことが判明した場合にはできるだけ早く警察に診断書と共に人身事故扱いにして欲しい旨の申告をしましょう。物件事故から人身事故への切替については事故から10日以内であれば可能であることが多いです。

### □【特に重要】病院で適切な検査は受けていますか？

病院では治療を受けると共に適切な検査を受けることが重要です。例えばいわゆるむちうちの場合には、MRI・レントゲンの画像検査を受けた方がいいです。また、いわゆる神経学的所見の検査（スパーリングテスト・ジャクソンテスト・徒手筋力検査・筋萎縮検査・深部腱反射検査）を受けた方がいいです。また、例えば、高次脳機能障害の場合には、同じように画像検査を受けることや、事故後早い段階で「頭部外傷後の意識障害についての所見」を作成してもらうこと等が重要です。病院での検査については症状ごとに色々な検査がありますし、また、医師に依頼する依頼の方法も工夫が必要です。病院でどの検査を受けた方がいいかどうか等はケースバイケースの判断となりますが、この検査が後遺障害申請の際に大きな効果を発揮します。当事務所では、現在の症状からして必要と判断される場合には、医療に詳しい外部の専門家と弁護士との連携により、後遺障害に向けた適切な検査についてのアドバイスをします。しつこいようですが「あのとき検査をしていなかったばかりに後遺障害等級が認定されなかった」ということにならないように、一度専門家へのご相談を強くお勧めします。

### □接骨院ではなく病院に通っていますか？

私たちは接骨院の能力自体を否定するものではありません。しかし、残念なことに、接骨院への通院回数は交通事故の後遺障害認定の際に有利には働きません。また、最悪の場合、接骨院で治療する必要性を裁判で否定されて、治療費の支払いすら後で否定されることがあります。また、接骨院には後遺障害診断書を作成する権限もありません。交通事故において後遺障害認定を適切に受けるためには、接骨院ではなく病院への通院をすることが重要です。特にむちうち（外傷性頸部症候群）の場合には、大きな病院への通院は待ち時間も長くなってしまいますので、リハビリが可能な開業医への定期的な通院をお勧めします。なお、接骨院に通院する場合、病院にも並行して通院をしましょう。

### □ご自身が加入する保険で請求できるものはないですか？

ご自身が加入する保険で傷害保険に加入等している場合、交通事故の保険金（損害賠償金）とは別に保険金が下りることがあります。自らが加入する保険や家族が加入する保険で請求できる保険がないかどうか、一度家族が加入する全ての保険を検討しましょう。

### □車やバイクの損害について納得出来ない過失割合で合意を勧められていませんか？

事故から1ヶ月位までの間に、先に車の損害や衣服の損害だけでも示談しませんかという話が保険会社からあるときがあります。怪我（人身）については後での解決でもよいので車（物損）のみについてのみ解決しませんかというような話です。このとき重要なことが1つあります。それは、この時に合意した過失相殺の割合は、原則として後では争えないと思っておいた方がいいということです。いくら5万円、10万円の話であったとしても、ここで過失割合を決めてしまうと、後で怪我の賠償額を決める際にも影響をします。そのため、納得できない場合には、物損だけの安易な示談はしないようにしましょう。

### □車両保険の利用をすると保険料が上がる可能性がありますが大丈夫ですか？

自らが加入している保険に車両保険がある場合、車両保険を利用しないかという話が保険会社からなされることがあります。しかし、車両保険を利用すると、一般的にノンフリート等級が変更となり、翌年以降の保険料が上がることとなります。車両保険を利用した方がよいのかは慎重に検討した方がいいでしょう。

### □領収書はきちんと保管していますか？

細かいことですが、領収書はきちんと保管しておきましょう。証拠がないものは認めないというのが原則的な保険会社の姿勢です。証拠についてはきちんと保管しておきましょう。

**□保険会社・警察に提出する書類はコピーをとっていますか？**

細かいことですが、保険会社や警察に提出する書類はコピーをとっておきましょう。保険会社は願いをすれば提出した書類を返還してくれることもありますが、警察の場合には一回提出した書類はコピーの返還にも応じないことがあります。

**□タクシー・病院の個室利用は必要性の証明を医師がしてくれますか？**

タクシーや病院の個室利用については、保険会社の担当者が利用を認めたからと言っても安心はできません。後で争いになったときには保険会社は事故との関係を否定してくることもあります。タクシーや病院の個室利用は医師の指示に基づいて利用するということが原則です。

## 事故後3ヶ月までの注意点について

### □保険会社からの治療費打ち切りの話はありませんか？

事故後3ヶ月位経過すると、保険会社から治療費の打ち切りの話が出てくる場合があります。特に軽度のむちうちの場合などはその傾向が強いと思われます。基本的には主治医の判断が尊重されますので、主治医との良好な関係を保っておくことにより、主治医が保険会社に治療継続を強く言ってくれることもあります。

### □定期的な通院はしていますか？

色々な考え方があるようですが、1ヶ月以上病院への通院期間が空くと、怪我が治ったという考え方をされる傾向にあります。病院の診断書・診療報酬明細書は1ヶ月ごとになっていますので、1ヶ月に一度も通院がないと、後遺障害認定の上で不利に扱われる可能性があります。常識的に考えて、1ヶ月に1度も病院へ通院しないということは、既に怪我は治った又はほとんど治っていると評価される可能性があると思います。定期的な通院が重要です。

### □事故証明書が物件事故扱いになっていませんか？

交通事故証明書を取りよせた時、右下の照合記録簿の種別が物件事故（物損事故）になっている場合には注意が必要です。何らかの理由で警察での取扱いが人身事故ではなく物件事故（物損事故）にされてしまっているからです。警察にきちんと診断書等の証拠を出すと共に、人身事故である旨をきちんと指摘しましょう。できるだけ早期に指摘をしないと、警察が変更に応じてくれないことがありますので注意が必要です。

### □警察からの事情聴取にきちんと事実を伝えてありますか？

警察から、実況見分調書（現場の見取図）を作成するので話を聞きたいという話や、事故状況について話を聞いて供述調書を作成したいという話が出てくる場合があります。この場合、きちんとご自身が記憶している事実を伝えることが重要です。警察の資料は極めて高い証拠としての評価を受けますので、一度作成してしまえば、後で内容を争うことは極めて困難です。特に、自分に不利な内容を認めてしまっている場合、後で内容を争うことはほとんど不可能と言ってもよいです。ご自身が記憶している事実を警察にきちんと正しく伝えましょう。

## 事故後6ヶ月までの注意点について

### □【特に重要】保険会社からの治療費打ち切りの話はありませんか？

事故後6ヶ月位になってくると、治療費打ち切りの話が保険会社から出てくる可能性があります。ここでは、治療を継続するメリットと後遺障害診断書の作成をするメリットを医師に相談しながら比較検討する必要があります。怪我の種類によっては、6ヶ月を経過した時点で治療を終了して、後遺障害の申請をした方がいい怪我もあります。私たちの事務所では、関節の可動域制限や醜状痕については6ヶ月を経過した時点で症状の改善がみられない場合には後遺障害の申請をする方が望ましいと考えています。他方、6ヶ月以降も継続して治療を続けることがよい怪我もあります。高次脳機能障害で重傷な被害などは6ヶ月以降も継続して通院をすることが一般的です。これは怪我の状況や種類によってケースバイケースの判断となります。

### □【特に重要】6ヶ月までの経緯を踏まえた今後の適切な方法を検討することができますか？

事故後6ヶ月までの時点において、今までの経緯を踏まえた適切な対応を考える必要があります。可能な方法は以下の3つです。

- 1 保険会社の負担での治療を終了し示談をする。（示談できない場合には裁判をする。）
  - 2 保険会社の負担での治療を終了し後遺障害申請をする。
  - 3 保険会社の負担での治療を継続する。
- 6ヶ月経過した時点が1つのポイントです。

## 6ヶ月経過後について

### □症状固定時期になってきましたか？

6ヶ月経過後もまだ保険会社の負担での治療が必要という判断であれば、治療を継続することとなります。その場合には、治療終了（症状固定）の時期を見計らって、後遺障害申請を進めるということになります。病状によって、治療期間は一般に異なります。高次脳機能障害等の被害にあわれた場合には、1～2年は治療を継続することがよいとされています。他方、顔面や体の傷、関節の動く範囲等は6ヶ月経過した時点で症状固定とすることがよい場合が多いです。現在のお怪我の状況によって、症状固定として後遺障害の申請をした方がよいかどうかは異なります。医師の判断を前提として、これらの傷害の場合には6ヶ月経過した場合には後遺障害の申請をしましょう。

## 参考：交通事故解決までの流れ

ここでは、一般的な交通事故解決までの流れを解説します。

詳細は、当事務所ホームページを参考にしてください。

- ・参考 当事務所WEBサイト

<http://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/>

- ・参考 当事務所WEBサイト 交通事故問題解決の流れ

<https://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/knowledge/jiko-flow/>

### 1) 交通事故発生

交通事故直後の対応としては、まず警察に通報することです。法律事務所に相談する、しないに関わらず、かならず警察への通報をしましょう。警察に通報していないと、事故証明書は発行されず、保険金も支払われないこともあります。

### 2) 事故後の対応

自分の加入している保険会社に、事故発生を通知してください。また、警察に備え付けの申込用紙を使用して、自動車安全運転センターに交通事故証明書を請求して取得してください。

### 3) 治療

怪我をしていたり、痛みがあったりする場合は、例え忙しくても、病院に行ってください。大事に至ることがありますし、保険金請求に関しても、事故との関係が曖昧になってしまうことがあります。また、通院の交通費等は領収書をとっておいてください。

### 4) 治療費・休業損害の打ち切り

まだ治療が継続している段階で、保険会社が治療費の打ち切りを通告してくることがあります。そのような場合、法律事務所が保険会社と交渉することで、保険会社の対応が変わることもあります。この時点で法律事務所への実際のご依頼をすることも多いです。

## 5) 症状固定

後遺障害が残って、これ以上治療しても良くなる状態を「症状固定」といいます。「症状固定」後は、治療費は打ち切れ、後遺障害の等級認定の申請をして、損害の補償を受けることとなります。

## 6) 保険会社から示談案の提示

示談の損害賠償額に納得できない場合や、そもそも見方がよく分からない場合も、法律事務所にご連絡ください。当法律事務所の弁護士が示談の提案書の見方をご説明し、損害賠償額が適切かアドバイスさせていただきます。

## 7) 示談交渉・訴訟（法律事務所）

通常、保険会社の提案額は、裁判所の基準等からしますと低いと言わざるを得ません。そのような場合、法律事務所が皆様の代わりに、保険会社と交渉します。また、交渉しても保険会社が納得できる案が出てこなければ、法律事務所ですべて訴訟のための資料を作成し訴訟を提起し、裁判で解決します。

以上が交通事故解決までの大まかな流れです。本ガイドブックを読まれた方はご理解いただけたと思いますが、適切な後遺障害等級認定、適切な保険金の取得をするためには、事故後なるべく早めの段階で大きな問題がなくても一度専門家に相談することが大切です。本ガイドブックをお読みいただき、ご不明な点がある場合には一度弁護士等の交通事故の専門家にご相談下さい。

## 参考：自賠責保険・任意保険・裁判基準の違いについて

交通事故の賠償の基準は3種類あります。

### 1. 自賠責保険の基準

自賠責保険とは、全員加入しなければならない保険で、人身事故のみに適用される保険です。被害者の最低補償を行う保険ですので、この自賠責の内容に従って損害額を算定すると、低額になります。保険会社によっては、示談交渉の際に自賠責保険金の保険金額を和解案として提示してくる時もあります。気付かず「保険の水準はこれくらいなのか」と安易に示談にに応じてしまうと、後で撤回ができなくなってしまいますので注意が必要です。

### 2. 任意保険の基準

任意保険は、加入義務がない保険で、人身事故だけでなく、物損事故にも適用される保険です。損害額は、自賠責保険と裁判の間の基準で算定しますが、自賠責保険の内容に近いのが現実です。任意保険の基準は各保険会社によって多少異なりますが、交通事故の裁判での基準と比べると低額なことが多いです。

### 3. 裁判の基準

裁判所と弁護士会が協議して作成した基準や、過去の裁判例に基づいた基準です。過去の交通事故に関する裁判の判例などを踏まえて、損害の内容ごとに示されています。実はこの裁判の基準は、一般に自賠責保険・任意保険の基準より高額なのです。保険会社から示談で提示される保険金（賠償金）は、①②を基準にした保険金ですので、裁判所の基準より低い交通事故の保険金であることが多いのです。「保険会社の人が言うのだから、そうなのだろう」とお考えになったり、「早く終わらせたい」というお気持ちは良く分かりますが、本来受けられるはずの損害賠償金（保険金）が受け取れないことになりがちです。保険会社から提示された示談の内容に納得が出来ない場合は、弁護士に問い合わせることをお勧めします。

裁判の基準については、いわゆる赤い本「民事交通事故訴訟・損害賠償算定基準」（財団法人交通事故相談センター東京支部）やいわゆる青い本「交通事故損害額算定基準」（日弁連交通事故相談センター専門委員会）に詳細が記載

されています。（なお、当事務所HPにも、赤い本・青い本の詳細な説明及び比較についての情報が掲載されています。）

当事務所HP交通事故の知識について

[https://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/knowledge/songaibaishou/akahon\\_aohon/](https://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/knowledge/songaibaishou/akahon_aohon/)

## 参考：後遺障害認定及びその準備が大切であることについて

交通事故の被害にあった場合、事故前の健康な状態に戻りたいということが当然の思いですし、一番大切なことでもあります。まずは治療に集中しましょう。怪我が治れば一番よいことです。

ただし、交通事故の場合、残念ながら治療をしても症状が完全には改善しないこともあります。その場合には、後遺障害認定を受けることとなります。

そして、何度も繰り返しお伝えしていますが、交通事故の保険金（損害賠償）請求の中で一番大切なことは後遺障害の認定です。後遺障害が認定された場合、14級の後遺障害であったとしても、300万円以上の保険金がおおりることもあります。

そして、後遺障害認定は、事故後から病院での治療が終了する段階（症状固定段階）までの経過によって、ほぼ決まってしまうます。後で裁判で何年もかけても、後遺障害認定をひっくり返すことは実際とても難しいのです。

そのため、当事務所では、当事務所で後遺障害の申請段階から積極的に関わるのみならず、当事務所が連携する日本でも有数の後遺障害の専門家たちと一緒に一番被害者の皆様のためになるトータルでのアドバイス・代理を行っています。

法律事務所の中には、事故後早い段階で相談の予約をとろうとしても、「症状固定になってから来て下さい」「後遺障害の診断書を作成してから来て下さい」「14級以上の後遺障害が実際に認定されたら来て下さい」と言って予約を断る事務所も多数存在します。

他方、当事務所では、事故直後からのご相談に法律的な面ではもちろん、治療の面でも対応できる体制を整えています。

そもそも私たちの事務所が大切にしている価値観・考え方として「専門的な法律の知識・経験を使って事務所に関わる人を幸せにする」という考え方があります。交通事故の場合、相手の保険会社はたくさんの知識・経験を有しています。事故の被害に初めてあった被害者の方がいくらインターネットで調べたり、知り合いに相談したとしても、残念ながら保険会社との間の知識の差は歴然としています。

私たちは、皆様が正しい知識に基づき具体的に行動することにより、適切な後遺障害認定や交通事故被害の解決がされることを強く願っています。

私たちよつば総合法律事務所では、千葉県でも有数の交通事故の受任・解決実績を誇っています。また、外部の複数の専門家と連携をすることにより、後遺障害が残ってしまった皆様に対する業界最高レベルの業務を目指しています。後遺障害が残る可能性のある方は本ガイドブックをお読みいただき、事故後早い段階で一度ご相談下さい。（ご来所いただいている人身事故の初回ご相談費用は無料となっています。）

## 参考：よくあるご質問

### Q 示談交渉のポイントを教えてください。

漏れやすい損害項目、増額の可能性が高い損害項目があります。また、弁護士費用特約がある場合には弁護士への依頼をお勧めします。

示談交渉のポイントの詳細は当事務所WEBサイトをご覧ください。

参考：示談交渉のポイント

<https://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/knowledge/songaibaishou/zidan-koushou/>

### Q 治療費打ち切りを保険会社から言われました。どうすればよいですか。

治療を継続する方法や示談交渉・後遺障害申請に進む方法などがあります。

治療費打ち切り対抗策の詳細は当事務所WEBサイトをご覧ください。

参考：打ち切り対抗策

<https://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/knowledge/songaibaishou/uchikiri-taikousaku/>

### Q 保険会社から提示があった慰謝料が妥当かどうかわかりません。

保険会社から提示があった慰謝料は低額のことが多いです。

慰謝料増額のポイントの詳細は当事務所WEBサイトをご覧ください。

参考：慰謝料増額のポイント

<https://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/knowledge/songaibaishou/isharyo-zougaku/>

### Q 弁護士費用について教えてください。

基本費用は18万円（税込19万8000円）＋獲得金額の10%（税込11%）となります。詳細は当事務所WEBサイトをご覧ください。

参考：弁護士費用

<https://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/cost/>

### Q 無料相談の方法について教えてください。

メール、チャットボット、電話での初回相談のご予約を受付しています。

詳細は当事務所WEBサイトをご覧ください。

参考：ご相談から解決までの流れ

<https://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/features/flow-soudan-kaiketsu/>

## 事務所概要

よつば総合法律事務所

〒277-0005

千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋壱番館ビル4階

TEL 04-7168-2300

FAX 04-7168-2301

よつば総合法律事務所千葉事務所

〒260-0015

千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番13号 千葉大栄ビル7階

TEL 043-306-1110

FAX 043-306-1114